

誓 約 書

大牟田市長 殿

住 所

氏 名

私は市営住宅（以下「住宅」という。）の利用にあたり、次に掲げる事項に相違ないことを誓約します。もし、これらに違反するようなことが生じた場合には、住宅の明け渡し等を求められても一切異議、苦情の申し立てを行いません。

1 私は、次のいずれかに該当するものではありません。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）
- (3) 法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者が暴力団員である法人
- (4) 暴力団員がその経営に実質的に関与している者
- (5) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
- (6) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
- (7) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- (8) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるような関係を有している者
- (9) (1) から (8) までに掲げる者の依頼を受けて市有財産の使用許可を受けようとする者

2 私は、大牟田市税を滞納していません。

3 私は、市営住宅入居後は、次に掲げる事項は遵守します。

- (1) 大牟田市営住宅条例（以下「条例」という。）及び大牟田市営住宅条例施行規則（以下「規則」という。）を守ること。
- (2) 家賃を 3 月以上滞納した場合は、退去すること。
- (3) 住宅を他の者に転貸、又は間貸しをしないこと。大牟田市に許可なく、この誓約書に記載されていない者を同居させないこと。退去する場合に、無断で他の者を入居させないこと。
- (4) 大牟田市に許可なく、住宅内、通路（エレベーター、階段を含む。）、共同施

設（駐車場を含む。）及び住宅敷地内に増築、改変、模様替え、住居以外の用途使用、工作物の設置（広告物を含む。）、占有、耕作、植樹等を行わないこと。

- (5) 犬・猫等の動物の飼育、臭気又は騒音を発する行為、その他周辺の環境を乱し、或いは他の入居者及び近隣に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (6) 入居者共同で行う、共用部分及び集会所の清掃・除草、リサイクル当番、燃えるゴミ当番などの活動に協力すること。
- (7) 入居者共通の利益を図るために必要な共益費を、隣組・管理人・自治会等に対して、定められた期日に支払うこと。
- (8) その他住宅の管理上必要と認められる市長の指示に従うこと。

○暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年5月15日法律第77号）より抜粋

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

二 暴力団 その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいう。

六 暴力団員 暴力団の構成員をいう。

（国及び地方公共団体の責務）

第三十二条 国及び地方公共団体は、次に掲げる者をその行う売買等の契約に係る入札に参加させないようにするための措置を講ずるものとする。

一 指定暴力団員

二 指定暴力団員と生計を一にする配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）

三 法人その他の団体であつて、指定暴力団員がその役員となっているもの

四 指定暴力団員が出資、融資、取引その他の関係を通じてその事業活動に支配的な影響力を有する者（前号に該当するものを除く。）